

2023（令和5）年10月31日で 産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）は 廃止する予定です※

※厚生労働省令の改正が前提のため、今後、変更される可能性があります。

2023年11月以降の取り扱い

出向実施計画届

新たに本助成金の利用をお考えの場合は、**2023年10月31日まで**に出向実施計画届を管轄の都道府県労働局等の助成金窓口へ提出する必要があります。
それ以降の提出は受理されず、助成金の申請もできません。

支給申請

※支給申請は、支給対象期の末日の翌日から2か月以内に行う必要があります。

出向実施計画届 提出状況

出向実施計画届 提出日

11月以降の支給申請

提出済み



○

新たに制度の
利用を検討
（未提出）



2023年10月31日まで



○



2023年11月1日以降



×

注意点

- ・ 天災等期限内に出向実施計画届を提出しなかったことにやむを得ない理由がある場合は、やむを得ない理由がやんだ後1か月以内に提出できます。ただし、**2023年10月31日を過ぎた場合は提出できません。**
- ・ 郵送で出向実施計画届を提出する場合は、2023年10月31日**必着**となります。また、オンライン申請の場合は2023年10月31日以内に申請内容を送信する必要があります。
- ・ 延長届の提出期限についても、出向実施計画届と同様に2023年10月31日となります。

産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）とは

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方の事業主に対し賃金等の一部を助成するものです。

申請・お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまたは最寄りの都道府県労働局、ハローワークまでお問い合わせください。
※助成金の相談・申請先は（公財）産業雇用安定センターではありません。ご注意ください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

電話番号 **0120-603-999** 受付時間 9:00～21:00（土・日・祝日も受け付けています）



お問い合わせ先



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・ハローワーク

LL051011政01